

1. 議事日程（令和4年第4回北広島町議会臨時会）

令和4年10月25日  
午前10時開会  
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		議員辞職の報告について
日程第4		議会運営委員会委員の選任について
日程第5	報告第7号	専決処分の報告について（草刈作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第6	議案第80号	令和4年度北広島町一般会計補正予算（第6号）
日程第7	議案第81号	令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

2. 出席議員は次のとおりである。

2番 伊藤立真	3番 敷本弘美	4番 中村忍
5番 佐々木正之	7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文
9番 伊藤淳	10番 服部泰征	11番 宮本裕之
12番 湊俊文		

3. 欠席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 榎原ナギサ	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 細川敏樹
総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治	福祉課長 芥川智成
保健課長 迫井一深	農林課長 宮地弥樹	商工観光課長補佐 頼政孝治
学校教育課長 植田伸二		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江      議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたまま、マイクを立てて発言するようにお願いいたします。はっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、美濃議員、8番、梅尾議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、10月25日本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議員辞職の報告について

○議長（湊俊文） 日程第3、議員辞職の報告について、私から報告いたします。閉会中の10月17日、山形議員から辞職願の提出があり、地方自治法第126条の規定により、議長において議員辞職を許可することを同日、本人へ通知しましたので、報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議会運営委員会委員の選任について

- 議長（湊俊文） 日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。本件は、山形議員の辞職により議会運営委員に1人欠員が生じたことから、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、梅尾議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました梅尾議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。ここで暫時休憩します。10時15分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 4分 休憩

午前 10時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。議会運営委員会委員の互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、報告します。議会運営委員会委員長に敷本議員、副委員長に梅尾議員、以上のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第7号 専決処分の報告について

- 議長（湊俊文） 日程第5、報告第7号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは報告第7号につきまして概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第7号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、草刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 報告第7号、専決処分の報告について、学校教育課からご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いします。専決処分第5号、地方自治法第180条第1項の規定により、草刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和4年10月3日に専決処分したので報告します。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要です。令和4年7月25日午後2時45分頃、北広島町立豊平中学校敷地内において、教職員が草刈り作業をしていたところ、駐車場に停車中の相手方所有自家用車のフロントガラスとフロントグリルを損害させたものです。3、和解内容です。1.町は、相手方に対し、損害賠償として25万7373円の支払義務があることを認め、これを支払う。

2.町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償額は25万7373円で、内訳としましては、フロントガラスとフロントグリルの修繕費及び代車費用です。以上でございます。

○議長（湊俊文） これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。損害賠償の額の詳細を聞こうと思いましたが、それはフロントガラスとグリル、代車の費用ということだったので了解しました。ただ、これは気をつけたら防げることだと思うんですけど、なぜ起きてしまったのか、何か対策をしていなかったのか。また、今後起きないようにどのような対策をしていくのか、そのあたりについてお伺いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 豊平中学校におきまして、当日、期末PTAで保護者の方が車両を止めておられました。そういった状況の中で、学校教育施設の維持管理をする上で草刈り作業しておりました。注意が足りなかったと言え、そのとおりでありまして、学校に対しまして十分な安全対策を再度徹底するよう周知をしまして、再発防止に努めてまいります。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 草刈り、私も時々道路でやっているのを見かけるんですが、やはり最近ではネットされてやっていたりとか、また、車をよけてやるとかいう対策をされているのを見かけます。やはりそういった対策をしていたのかどうか、動かしてくれとか言ったのか、あとは今後、そういったネットやるなり動かす対策をするのか、もうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 当日につきましては、そういった防護対策が不足しておったという状況でありました。今後、そういった作業する際には十分な防護対策をいたしまして、再発防止に努めてまいります。

○議長（湊俊文） ほかに。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。この草刈りによる自動車等の破損については、これまでもう何回となく専決処分してきたという経過があります。今、服部議員が今後の対策についてということがありましたが、今後の対策ができてないから今回がまた起こったということでもあります。通常、草を刈る場合にも、本当に草刈りをしたことがないのかなというぐらい、自動車があってもヒモの草刈り機の回転をすること、止めようとしていない人間が非常に今増えておる。学校の奉仕作業なんかする場合にも、本当に一回集まって、不思議なものでありますけども、集まった者が三々五々草刈りを始めると。勝手に始め出すというふうなことがどこの場合でもあります。地域の草刈りでも先に刈りよる人もおるんです。そうじゃのうて、本当は、草を刈るためには、準備をするためには、資格まで取得をして安全を自分でも、周りの人にも気を使いながら行っていくということ、私もその資格を持っていますけども、そういうものを取得してまでもやはり草を刈るということをしていくと。そのようなことは学校関係ではできないかもしれませんが、何かをする際に必ず集合して、指示をして徹底をして行うということをしないうちに到底事故は繰り返されます。そういうことをしっかりと念頭に入れて作業を行っていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） まさに議員ご指摘のとおりでございまして、そういった作業をする際には点検マニュアルなり作らせていただいて、そこを徹底した上で作業するように心がけてまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第7号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第80号 令和4年度北広島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第80号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和4年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和4年度補正予算書をご覧ください。議案第80号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第6号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2900万円を追加し、予算の総額を161億6300万円とするものです。今回の予算補正は、国が重点交付金として電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設したことを受け、本町においても、新たに緊急性かつ必要性の認められる事業として電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業を実施するための補正を行っております。詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第80号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第6号について、財政政策課から説明いたします。事前に配付しております資料の令和4年度10月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正におきましては、新たに緊急性かつ必要性の認められる電力・ガス、食料品等の価格高騰に対する重点支援事業を実施するため、一般会計の補正額は2億2900万円の増額補正を行い、補正後の予算額は161億6300万円となります。下段には、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。裏面をご覧ください。10月補正における主要な施策を第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って掲載しております。表中の事業名の右側に本資料に添付しております資料の番号を、また、右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど一緒にご覧いただければと思います。施策分野Ⅰ.活力ある産業の創造と成長では、肥料価格高騰対策支援金1500万円、中小事業者価格高騰対策支援金8293万2000円の追加を、Ⅱ.にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、保育施設等価格高騰対策支援金384万円の追加を、Ⅲ.安心して元気に暮らせる地域の創出では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億3076万円、障害者福祉サービス事業所価格高騰対策支援金160万9000円、医療機関・介護施設等価格高騰対策支援金1940万円の追加を計上しております。なお、今回の補正予算におきましては、本年度これまで措置してきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、実績見込みによる減額を行い、本補正予算の財源として活用しております。主な減額としては、施策分野Ⅰ.活力ある産業の創造と成長に記載しております運送事業者等原油価格高騰対策支援金、施策分野Ⅱ.にぎわいと活気に満ちたまちづくりに記載しております体験施設利用支援事業助成金ほかなどがございます。次に補正予算書の第1表をご覧ください。今回、

電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業を実施するための財源として、歳入15款国庫支出金、2項国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として7712万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金として1億2650万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金として426万円、合計2億788万円を、16款県支出金、2項県補助金、原油価格・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金2049万4000円を、19款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金62万6000円を計上しております。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、伊藤立真議員。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今の補正の関係で、肥料価格高騰対策支援金について何点かお伺いしていきたいと思います。予算規模が1500万円ということで、支給対象者、これが国の実施する肥料価格高騰対策事業補助金の交付を受ける農業者ということで上げられております。これは、その計算式、国が示したもので7割を上限にということで計算をされたものに町独自で2割を上乗せして価格上昇分の9割を補填するといった内容になるのかと思いますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 肥料価格高騰対策支援金につきまして農林課からご説明申し上げます。先ほど議員が述べられましたように、今回の肥料価格高騰対策支援につきましては、国が実施します肥料価格高騰対策支援補助金を受ける農業者に対しまして、町が2割補填するものでございます。化学肥料低減の取組を行いまして、なおかつ出荷販売実績のある農業者が対象になりますけれども、取組要件を定めたものを取り組まれました方につきましては、国が7割補填、町が2割補填ということで、トータルで9割の補填をする事業というふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） その交付を受ける農業者の把握なんですけれども、これは農業者個人が申請というのではなくて、取組実施者、農業者グループということで、これには農業協同組合であるとか、特定農業団体であるとか、こういったものが取組実施者ということで、こちらのほうから申請を国のほうに上げるということになってると思います。町のほうで、この2割の支援金を給付するに当たって、この農業者の把握というのは、この取組実施者からのデータ提供を受けたもので支給していくというふうな考えでよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本事業につきましては、事業主体は、国の事業でございますけれども、広島県農業再生協議会でございますけれども、先ほど議員がおっしゃられましたように、各農業者の取りまとめにつきましては、取組実施者のほうが行うというふうなことでございます。要件としましては、5戸以上の農業者で、参加する団体等の条件がありますけれども、現在広島県農業再生協議会へ申請されております取組実施者につきましては、各JAでありますとか、肥料販売者等がホームページで公表されている状況でございます。11月中旬までそういった県としましては取組事業者の受付ということを聞いております。先ほど言われましたように、今回の事業につきましては、その取組事業者から各農家が取り組んだもののデータといたします

か、そういったものをもらいまして、町がさらに上乘せの2割をして、取組事業者のほうへ2割の交付金を渡しまして、そこから農家のほうへ配ってもらいたいというふうなところを思っております。まだ、JA等とはそういった取組というふうな協議を始めているところでございますけども、本議会で成立いたしますと、本格的にそういった取組について協議をさせていただきたいと思っております。協議がもし整わなかった場合も想定しておりまして、そういった場合は、その資料等してもらいまして、町のほうが各農家さんと申請、交付決定等も行うことも必要ではないかということは内部のほうで協議しておりますけども、今後また取組、事業主体のほうと協議をしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、るるお答えいただきました。この取組事業者なんですけども、本町には2つのJAがありまして、JA広島市は、8月に今の肥料高騰価格事業補助金との計算式は違うんですけども、肥料について、供給額の9%を助成する、これは対象期間を本年の7月1日から来年の3月31日までの供給分に対して9%の助成をすると、税込みで。こういった通知を組合のほうにしております。今回のこの補正のほうで上げれば、秋肥と春肥分けて計上してありますけども、価格上昇のこともあろうかと思うんですけども、秋肥については対象期間を今回の補正では6月から10月に設定し、春肥については11月から令和5年の2月までの設定ということで試算をされております。同じような補助の内容になって、仮に広島市農協さんの助成内容に加えて、今回の補正の2割ということになれば、10割を超える111%というふうに、10割を超えるということになるかと思うんですけども、このあたりの調整というのはいかにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 国のほうからも、こういった地方創生臨時交付金を活用した上乘せ事業をする場合も想定されておりまして、もし仮にそういった補助が上昇分の3割以上補助される場合につきましては調整額をなささいということが国の計算式がもう公表されております。基本的にはそういった調整額の計算式に基づきまして、国の交付金等を調整するというふうなことが示されております。また、期間が一部だぶっている場合でありますとか、少しずれている場合につきましても、その辺につきましても、また調整しながら、各農政局と相談していただきたいということも示されておりますので、そういったことを踏まえて、JA広島市等とは協議していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。9番、伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。全協で説明を受け、今後の制度設計によると聞いたんですが、制度のはざまをつくらぬようにと思ひ、今回でも質問いたします。例えばですが、義務教育のある私立学校、中学校でいくと、こちらの今回電気代等の補助があるんですけども、これは対象になるかどうか。2点目が、先ほどの同僚議員も関係するところは言われたんですが、免税軽油などを利用するという事で、他制度の関係がある場合、林業はどのように制度を利用できるかどうか。3点目です。町内の汚泥を処理する業者は町外にあるんですけども、これは対象となるか。説明では対象とならないということではあったんですけども、電気代高騰により値上げはしたくないけども、営業は厳しいと聞いている業者等があります。そういった場合、処理費用の値上げの可能性が今後出てくる。それはそのまま町民の負担にはね返ってくる可能性が高いです。その点の3点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（頼政孝治） 商工観光課から中小企業事業者価格高騰対策支援金についてご説明させていただきます。議員からお問合せがありました事業対象ということなのですが、商工観光課では、一応商工事業者を主にこの支援金の対象とさせていただいております。説明資料の2のほうにも事業概要のところは交付事業者のところ上げさせていただいてたりはするんですが、ここの書きぶりというと、かなり広い範囲で受け止められるかもしれませんが、担当課等々から支援事業が出てないというところもありまして、そこら辺については、また担当課と調整しながら、そこを対象にするかしないかというところは今後詰めていきたいというふうに考えております。また交付金の性質もありますので、これをもって、すぐに対象にすべきかどうかという判断もすぐにつきませんので、そこら辺は検討課題とさせていただければというふうに思っております。また、町外の事業者についての支援についてなんですが、町外の事業者、いろいろ関係してくる事業者はあられるとは思われるんですが、なかなかどこまでを対象にすべきかというところもあると思っております。また限られた交付金なので、本町に所在を置かれている法人並びに個人というくくりが一般的なんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 説明分かりました。実際同様の臨時交付金は他自治体でも出てるので、そこでの交付があるかもしれないということでも理解しております。法人の形や業種によってというところがありますので、はざまをつくらないようにということではあったんですけど、まだそこは検討の余地があるということでも理解してもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（頼政孝治） ここでいう中小事業者というくくりが、見解によっては、取りようがあるというふうに思われますので、今後関係課と調整させていただきながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） ほかに。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。ちょっと何個かにまたがるんですけども、同じような感じなのでまとめて言います。まず、保育施設等の価格支援金、それと障害福祉サービス、それから医療機関等高騰対策、これは何月までにやって支払いと書いてあるんですけど、これは申請する時に、大体いつぐらいに、書類が届くんですか、それとも何か向こうから申請しなきゃいけないのか、大体何月ぐらいにこういった書類が届くんで、それを書いて何月ぐらいみたいな、どちらの形になるのか。申請方法ですね。そこをお伺いします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 保育施設等の支援金と障害福祉サービス事業所への支援金でございますが、そこに書いておりますように、初回は11月になりますけども、こちらから、それぞれ保育施設、事業者に対して、こういった支援金がありますので申請をしてくださいというふうに通知をさせていただいて、それに基づいて交付決定、支払いという予定としております。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 医療施設・介護施設高騰対策支援金につきましては、保健課のほうから通知、支給要綱等、申請に関わる様式等を本日議決をいただきましたら、各施設に送付していただきまして、11月から1月末までの間に申請いただくように考えております。



- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 申請の方法については確認しました。金額等は全協で聞いたので質問しません。もう1点、歳出の2ページで、2款の1項の住民税非課税世帯の特別給付金事業、これのシステム改修委託料なんですけど、これは、どこか会社に委託してシステム改修をするという認識でいいですか。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 議員ご指摘のとおりでございます。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） ただ、これまで住民税非課税世帯とか、こういった交付金ってかなり支給されてますよね、これまでも。また、同じような事業でなぜシステム改修が必要なのか。また違う形のシステムが必要なのか、これまでの支給されてたシステムで同じようなことができなかつたのか。そのあたりをお伺いします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 課税情報を把握している基幹系業務のシステムなんですけども、その都度都度抽出作業が必要でございまして、そのために端末等、操作基盤も準備をしていただきまして、業務が終わり次第それは返却しておりますので、都度都度、この給付金のことあるごとにその作業が必要になってくるというものでございます。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第80号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第6号を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第80号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第81号 令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 議長（湊俊文） 日程第7、議案第81号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 補正予算書の別冊、次の仕切りをお願いします。議案第81号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1120万円を追加し、予算の総額を31億1020万円とするものです。今回の予算補正は、国が重点交付金として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設したことを受け、本町においても新たに緊急性かつ必要性の認められる事業として、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業を実施するための補正を行っております。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 議案第81号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号について保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。

す。1款1項1目一般管理費を1120万円増額するものです。これは電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、介護施設等価格高騰対策支援金として、介護施設や事業所の電気料及び燃料代の高騰に対する支援を行うものです。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。7款1項2目その他一般会計繰入金を歳出と同額の1120万円増額するものとなります。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第81号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第81号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（湊俊文） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで令和4年第4回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 51分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員